

## 【アメリカ】2009 年度歳出予算法成立

総額で 4100 億ドルに上る 2009 年度歳出予算法が、2009 年 3 月 11 日、大統領の署名を経て成立した(P.L.111-8)。歳出予算法は、本来は新会計年度が始まる 10 月 1 日までに、省庁別に 12 の別個の法律が成立しなくてはならない。2009 年度は、任期末のブッシュ前大統領と民主党議会との間で合意できなかつたことなどから、暫定予算法を成立させた。その後、9 つの歳出予算法案をまとめて一括法案として提出した。オバマ政権は、景気刺激法の成立を優先させたことから、成立がこの時期にずれこんだ。下院の審議は迅速に進んだが、上院では共和党議員が議事妨害などで抵抗し、審議が難航した。オバマ政権の重視する、経済の回復と将来の経済発展への投資を重視する内容となっている。2008 年度歳出予算法も、一括法として成立した。最近では、10 月 1 日の新会計年度までに歳出予算法が成立することは非常に稀である。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

## 【アメリカ】住宅救済法案下院通過

オバマ大統領が、2009 年 2 月 18 日に発表した、総額 750 億ドルに上る住宅救済策の一部を実現する、住宅救済法案(H.R.1106)が、2009 年 2 月 23 日にジョン・コニャーズ司法委員長(民主党)によって提出され、3 月 5 日下院を賛成 234、反対 191 で通過した。既に提出されていた関連する 4 法案を統合した法案である。連邦破産法を改正して、破産裁判所が、居住用の住宅の住宅ローンの元金を軽減し、金利その他のローンの条件も変更できるようにする。共和党指導部は、この「クラムダウン」と呼ばれる条項に反対している。銀行業界もこの条項が可決されれば、住宅ローン金利を引き上げざるを得ないとして、強く反対している。民主党は、住宅の差押えを防止できるとして、法案の成立を推進している。上院での審議は、難航が予想されている。オバマ大統領は、住宅ローン問題が解決しない限り、金融市場の安定はないとして、住宅救済策を重視している。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

## 【アメリカ】女性・少女会議新設

オバマ大統領は、2009 年 3 月 11 日に大統領令 13506 によって、ホワイトハウスに、「女性・少女会議」を新たに設置した。会議の議長は、ジャレット大統領上級顧問で、メンバーは、国務長官、財務長官などの閣僚と、国内政策担当の大統領補佐官等 25 名のほか、大統領が毎回特に指名する者とされている。会議のもとに必要に応じて、小委員会を設置することができる。その任務は、女性や少女の生活に大きな影響のある雇用などの連邦政府の政策が、女性問題に十分関心を払うよう、各省庁間の政策調整を図り、必要な政策や立法措置について大統領に勧告や助言を行うことである。この会議の任務は、あくまでも大統領の諮問機関として活動することである。会議の予算と事務は、商務省が提供する。会議は今後 150 日以内に、勧告や各省庁の活動評価を含む連邦政府の省庁間行動計画を策定して、大統領に提出しなくてはならないとされている。

(海外立法情報調査室・廣瀬 淳子)

### 【アメリカ】ワシントンD.C.に下院議員選出を認める法案

ワシントン D.C.には上下両院の連邦議員選出が認められていない。そのため、これまでも D.C.選出の連邦議員を認めるよう法案や憲法改正案などが提出されてきた。しかし、政党間の対立等から法案等は成立しないまま今日に至っている。今議会(2009-2010)において、D.C.に下院議員 1 名の選出を認める法案(S.160)が、上院を通過した(2009 年 2 月 26 日)。下院でもほぼ同内容の法案(H.R.157)が審議中である。内容は次の通りである。第 112 議会(2011-2012)より、連邦下院の定員を 435 から 437 に増員する。1 名は D.C.に割り当て、1 名はユタ州に割り当てる。ユタ州は 2000 年国勢調査において、下院議席の増加の要件を満たしていた。第 112 議会では、ユタ州の議席は全州を選挙区とするが、第 113 議会(2013-2014)には、2010 年国勢調査の結果に従い新たな選挙区に割り当てる。S.160 には、上院通過にあたり反対派による銃規制緩和を内容とする修正が 2 点施されていた。まず、セミオートの銃火器に対する連邦規制を廃止すること、次は、銃所持にあたり登録を規定した D.C.の銃規制を廃止することである。このため下院案との調整の必要が予想される。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

### 【アメリカ】州貧困児童医療保険法の成立

メディケイド(貧困者公的医療保険)受給対象外の貧しい子どもを対象に、連邦予算で州が実施する公的医療保険プログラム(SCHIP)を拡大する法律が 2009 年 2 月 4 日成立した(P.L.111-3)。この法律成立はオバマ大統領の大統領選公約でもあった。内容は次の通りである。今後 4 年半にわたり、328 億ドルを SCHIP に支出し、対象となる子どもを 410 万人増加させる。2008 年は SCHIP 対象の子供は 700 万人であった。この財源は、連邦たばこ税の増税で賄われる。たばこ 1 パック当たり 62 セントを増税し、1 パック 1 ドル 1 セントの連邦税となる。この法案は、2008 年にブッシュ前大統領に拒否権を行使され、成立を阻まれたことがある。その時の値上げ額は、61 セントと規定されていた。今回成立した法律における、1 セントの増額は、上院修正によりなされた。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

### 【アメリカ】幹細胞研究促進の動き

オバマ大統領は、2009 年 3 月 9 日「ヒト由来のものを含む胚性幹細胞(ES 細胞)研究への障壁を除去する大統領令(E.O.13505)」に署名した。内容は次の通りである。(1)ヒト由来の ES 細胞を含む ES 細胞研究の有益性を認め、連邦による支援の必要性を明言する。(2)国立衛生研究所(NIH)が ES 細胞研究に助成することを認める。これは前大統領が 2001 年 8 月 9 日に出した「ES 細胞研究に関する見解」を覆すものである。前大統領の見解とは、2001 年 8 月以降にヒト胚を破壊して得た ES 細胞を用いた研究に対し NIH の助成を禁止するというものである。(3)NIH に対し 120 日以内に、助成に関するガイドライン策定を命ずる。卵や胚の提供者へのインフォームドコンセント等を規定するものである。この大統領令に呼応する連邦議会の動きとしては、次のものが挙げられる。(1)前大統領の拒否権行使により不成立となった法案の再提出。これは生殖治療の余剰胚のみを原料とした ES 細胞に助成を認める内容である。(2)前大統領による「2001 年 8 月以前に作成された ES 細胞のみ連邦助成が可能」という時間的な制限の緩和を内容とする法案の提出である。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

## 【イギリス】イギリスは監視社会か—上院憲法委員会の警告

2009年2月6日、上院の憲法委員会は報告書「監視:市民と国家」を公表し、歴代の政府が防犯、対テロ、行政効率の名目で世界で最も広範かつ技術的に発展した監視体制を築いており、監視がイギリスの生活において逃れ得ぬ一部であると論じた。その顕著な例としては、人口の7.39%を網羅し、不起訴となった容疑者のデータをも含むDNAデータベース、規制の枠組みが不在のまま作動する400万のCCTV監視カメラ、2000年調査権限法（対サイバー犯罪、テロリズム用に導入された法律）に基く地方自治体による住民監視が挙げられている。報告書は、国家機関による個人情報収集が公共の信頼とコンプライアンスに与える影響を精査することに加え、犯罪で有罪判決を受けていない者のデータをDNAデータベースから削除すること、公共機関が所有する個人情報を暗号化すること、CCTV監視カメラ運用に関する規制枠組みの制定等を勧告している。

（海外立法情報課・岡久 慶）

## 【フランス】地方分権改革促進に関する報告書の提出

バラデュール元首相が主宰する「地方公共団体改革会議」が、2009年3月5日に、サルコジ大統領に報告書を提出した。当該会議は、地方分権改革に関する20の提言をまとめたが、最も重要であるのは、以下の2点である。第1には、国土組織の変革についてである。現在ある市町村を包括する「共同市町村（intercommunalité）」を創設する、リヨン市、リール市等の11の地方中心都市を現在のパリ市のような大都市とする、現在22ある州を順次統合し最終的に15州とする、同時に、県の統合も進める、というものである。第2には、「パリ大都市圏（Grand Paris）」という新たな地方公共団体を創設する。特に、現在のパリ市に、オート・ド・セヌ、セヌ・サン・ドニ及びヴァル・ド・マルヌの3つの近郊県を統合し大都市圏とするというものである。当該会議は、この2点につき、速やかに、内閣提出法案を作成すべきであるとしている。

（海外立法情報課・鈴木 尊紘）

## 【フランス】2009年から2012年までの公共財政計画化に関する法律の制定

フランス第5共和国憲法は2008年7月23日に改正されたが、その際に第34条第7項が新設され、「公共財政に関する複数年の方針は、計画化法律により定められる。この方針は、公共財政における会計均衡の目標の中に位置づけられる」と規定された。この憲法規定に則り、2009年から2012年までの公共財政計画化に関する2009年2月9日の計画化法律第2009-135号が制定された。同法は、当該4年間の公共財政の戦略、すなわち、公共財政の立て直しを明確化している。同法の柱は、次の2点である。①公的支出を最小限に抑える。特に、予算区分の「ミッション」（省庁別又は複数省庁間で置かれる議決対象科目）の上昇分をインフレ率の範囲にとどめる。また、政府の地方公共団体への協力支出も同様とする。②2012年までの4か年で、財政赤字を毎年、対GDP比で0.5%ずつ縮減する。このことによって、現在2.7%ある財政赤字をほぼ消滅させることを目標とする。

（海外立法情報課・鈴木 尊紘）

## 【ドイツ】連邦議会議員総選挙における電子投票装置の使用に違憲判決

2009年3月3日、連邦憲法裁判所第二法廷は、2005年9月18日に行われた連邦議会議員総選挙における電子投票装置の使用に対して提起されていた選挙審査訴訟の申立人の主張を容れ、当該装置の使用を違憲とする判決を下した。判決によれば、基本法の保障する選挙の公開の原則（第38条、第20条第1項、同第2項）から、選挙における電子投票装置の使用にあたっては、投票行為及び選挙結果の確定の基本的経過が信頼性をもって、かつ特別な専門知識を必要とせず国民によって検証可能でなければならない。電子投票装置による投票を許容する連邦選挙法は違憲ではないが、連邦投票装置令によって具体的に定められた電子投票装置は、この条件を満たすものではなく、同令の規定は違憲である。ただし判決は、現在の連邦議会の存立を守る利益を重視して2005年総選挙そのものは有効とした。連邦内務省は、判決の趣旨に沿った装置の導入の検討に着手したが、2009年9月27日投票が予定される次回総選挙は、電子投票装置を用いずに行われる予定である。

（海外立法情報課・山口 和人）

## 【ドイツ】自動車税に関する基本法等の改正

2009年3月6日、自動車税の徴収権限を州から連邦に変更することなどを内容とする基本法の改正法及び自動車税の課税基準を従来の気筒容積中心から二酸化炭素の排出量を中心とするものに切り替えることなどを内容とする「自動車税の新たな規律及びその他の法律の改正に関する法律」が連邦参議院の同意を得て成立した。今回の措置は、連邦政府の2007年8月の「統合エネルギー・気候プログラム」の一環であるとともに、2009年1月の第二次緊急経済対策においても、その早期の実施が謳われていたものである。連邦税への移行は、交通課税についてのまとまった、さまざまな要素を調整したコンセプトの必要性が理由とされており、また課税基準の変更によって、二酸化炭素排出量の少ない新車の普及を促進することによる環境への好ましい効果と緊急経済対策の一環としての自動車産業への支援の両方が意図されている。また、自動車税が連邦税となることの見返りとして、各州は連邦税の中から連邦法律で定める額を受け取ることが基本法で保障された。

（海外立法情報課・山口 和人）

## 【ドイツ】高速道路通行料金法等の改正

大型貨物自動車に係る高速道路通行料金法等の改正法が2008年12月29日に公布され、2009年1月1日に施行された。これは、2003年に道路運送業界に対して約束されたヨーロッパ内での競争条件均等化のための年間6億ユーロの調和化財源のうち、すでに実現した自動車税減税分（年間1億5000万ユーロ）及び環境にとって好ましい貨物自動車製造に対する助成プログラム分（年間1億ユーロ）の残りである年間3億5000万ユーロ分を使用するためのものである。改正法では、高速道路通行料金収入のうち年間4億5000万ユーロを通行料金支払義務を負う企業における雇用、資格取得、環境及び安全の諸目的を実現するための連邦のプログラムの実施のために使用すること等が規定された。一方、連邦政府の統合エネルギー・気候プログラムの一環として、有害物質の排出量のより少ない貨物自動車の通行料が、排出量の多いものよりも低額になることなどを内容とする貨物自動車通行料金令等の改正が2008年11月27日に公布され、2009年1月1日に施行された。

（海外立法情報課・山口 和人）

### 【イタリア】議会の機能不全に対する大統領の警告

2009年2月26日、ナポリターノ大統領は、2008年5月の現ベルルスコーニ内閣発足以降の議会の活動とその問題点について話し合うために、スキファーニ上院議長及びフィーニ下院議長を大統領官邸に招いた。この9か月余りの間に成立した法律のほとんどは、政府が緊急を要するものとして制定した暫定措置令からの転換法律であり（2月末現在34本）、通常の立法過程を経た法律、すなわち、当初から法案として議会に提出され、審議を経て法律となったものはわずか2本に過ぎない。下院議長を務めたこともあるナポリターノ大統領は、議会が、政府の決定を承認するだけの機関と化し、立法機能をきちんと果たしていない現状を憂えるとともに警告を発した。政府が暫定措置令を濫発するのは、法案の場合には審議が長期化しやすいからでもある。法案審議の迅速化、法律の早期成立が制度的に担保できるよう、それぞれの議院規則を改正するなどの案が、これまでに与野党双方から出されている。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

### 【イタリア】頻発する性的暴行事件に対する緊急措置

2009年2月上旬、ローマ、ミラノ、ボローニャで、10代の少女を含む女性が、外国人男性により性的暴行を受ける事件が立て続けにおこり、政府は、一刻の猶予も許されないとして、「公共の安全、性的暴力への対処及びストーカー行為に関する緊急措置」（2009年2月23日の暫定措置令第11号）を公布した。これにより、性犯罪に対して、より厳しい刑が科せられる。また、被害者の裁判費用は国が負担することになる。しかし、この措置令で、最大の争点となっているのは、市民ボランティアを構成員とする自警団によるパトロールの合法化である。北部の諸都市では、不法移民摘発のためにすでに公然と行われているものである。現政権が発足以来推進している「公共の安全」対策の一環として、外国人による犯罪を未然に防止しようとするものであるが、野党や法王庁は強く反対しており、イタリアへの移民が多いルーマニアの政府なども反発を強めている。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

### 【イタリア】原子力発電への回帰—伊仏原子力協定の調印

2009年2月24日、ベルルスコーニ首相とフランスのサルコジ大統領とが会談を行い、両国の原子力協力協定に調印した。イタリアは、チェルノブイリ原発事故後の1987年に、国民投票により、それまで稼働していた4基の原子力発電所を休止し、原子力発電に依存しない国となっていた。しかし、2008年5月に政権に返り咲いたベルルスコーニ首相は、エネルギー源多様化の一環として、原子力発電の再開を表明していた。すでに、原子力発電に関わる条項を含む経済政策関連の法案も、同年11月に下院を通過し、現在上院において審議されているが、今回の原子力協定に、具体的な技術協力の内容や原子力発電所建設のスケジュールが盛り込まれたことで、イタリアにおける原子力発電の再開は、確実なものとなった。しかし、22年前の国民投票の結果を無視してよいのか、法的な問題に疑問を投げかける者もあり、環境団体などからは、再度、国民の意思を問うべきとの声もあがっている。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

## 【ロシア】上院議員の選出及び資格に関する法改正

2009年2月18日、上院議員の選出及び資格の変更に関する連邦法が公布され、2011年1月1日から施行される。上院改革は2008年の大統領年次教書演説の中で言及された課題の1つである。従来、上院は選挙手続きを経ず、各連邦構成主体の行政府及び立法府の代表1名ずつ（計2名）で構成されていた。今回の改正により、①上院議員資格は、連邦構成主体の国家権力機関議員又は地方自治体の代表機関議員のみに与えられ、②市長及び議会がこれら議員の中から上院議員を選出（任命）する、③出身地域に10年以上居住するという「居住資格」は廃止される。すなわち、上院議員の候補資格を得るためには地方選挙で議員に選出される必要があり、その後で上院議員として選出されるという二重の選出方法が採用される。また、上院議員が任期満了前に退職する場合、以前のように上院議長承認を得る義務はなくなり、連邦構成主体の国家権力機関が任期満了前退職に関する決定を行い、その旨を上院に通知するよう改められた。（海外立法情報課・津田 憂子）

## 【ロシア】国家公務員制度改革

2009年3月10日、メドベージェフ大統領は、「ロシア連邦の国家公務員制度の改革及び発展（2009年-2013年）」に関する連邦プログラムを承認する大統領令に署名した。「汚職との闘い」はメドベージェフ政権の優先的政策課題の1つであり、ロシアでは2008年から汚職対策国家計画に基づく汚職対策の法的保障の枠組みが形成されてきた。大統領令は、同計画に従って、連邦プログラムに国家公務における汚職の予防に関する追加措置を盛り込み、国家公務員制度の改革を継続し国家公務員の専門性を向上させることを目的とする。その主たる内容は、以下の4点である。①統一した国家法制度として国家公務員制度を改革する、②管理職の育成に関して近代的な手法を導入する、③国家公務の効率性及び公務員の専門性を向上させる、④大統領府が連邦プログラムの調停役となり、大統領府長官が年次ごとにプログラムの成果について大統領に報告する。

（海外立法情報課・津田 憂子）

## 【ロシア】外国人労働者による労働を制限するための政府決議

2009年1月29日、外国からの労働者による労働を制限するためのロシア連邦政府決議が施行された。ロシアでは、雇用の縮小、失業率の上昇が今後深刻化することが予想されることから、ロシア政府は、国内労働者に対する雇用機会の増加及び失業対策の一環としてこの政府決議を採択した。同決議の規定は、2009年度に小売業及びスポーツの分野で働く外国人労働者数を制限しており、卸問屋及び個人経営者の下で働く労働者又は補助労働者などは規定の対象外とされる。規定の内容は以下の3点である。①アルコール飲料及び薬品を扱う小売業では外国人労働者の比率を0%にする、②屋台、市場及び商店で小売業を営む場合、外国人労働者の比率を0%にする、③スポーツ分野における「他の活動」に従事する外国人労働者の比率は25%までに抑える。「他の活動」とは、スポーツに関連した行事の準備及び実施などを指す。

（海外立法情報課・津田 憂子）

## 【韓国】罰金未納者の社会奉仕執行に関する特例法

2009年3月2日、韓国国会は表題の特例法を可決した。同法は、罰金未納入者の労役場留置を定める刑法第69条（罰金及び科料）第2項の特例として、罰金を納入する意思を持ちながらも経済的な事情により納入が困難な者に対して、社会奉仕命令に代替できるよう定めるものである。ここ数年の貧困層の増大により、罰金を支払えずに労役場に留置される者が急増している。提案理由によると、この特例によって家族との関係断絶や労役中に他の犯罪スキルを会得するといった弊害を防ぐことができ、拘禁施設の過密状態などの問題点が解消されるという。1995年の刑法改正により社会内処遇の一環として導入された社会奉仕の内容は、対象者の犯罪事実、特技、職業、場所等を考慮して保護観察官が定めている。現在は、公園や河川等の汚物撤去及びごみの分別作業、老人ホーム・孤児院・障害者施設などの福祉分野や病人看護の補助、公共施設での奉仕活動等が行われている。

（海外立法情報課・白井 京）

## 【韓国】死刑制度をめぐる動き

「死刑制度の存廃」（『外国の立法』No.235-2）で解説したように、韓国は「事実上の死刑廃止国」である。収監中の死刑囚は58名だが、現政府も執行を保留している。最近、法務部が世論調査を実施したところ、死刑執行賛成が64.1%、反対が18.5%、不明が17.4%であった。制度の存廃については、存置との意見が64.1%、廃止との意見は13.2%に留まった。こうした世論を受けて、与党ハンナラ党は法務部に対し「死刑執行が必要との国民の世論がある」とし事実上死刑執行の再開を求めている。韓国国会には死刑廃止に関する法案が99年、01年、04年の3回提出されたが、全て議員の任期満了に伴い廃案となっている。2008年には自由先進党議員ら39名により、死刑を廃止し終身刑を創設する4度目の死刑廃止法案が提出され、所管委員会で審議中である。一方、1996年に死刑制度を合憲とした憲法裁判所だが、今年以降、改めて死刑制度について審判を下す予定である。

（海外立法情報課・白井 京）

## 【韓国】社会サービスバウチャー管理法案

韓国では盧武鉉政権時の2007年から、高齢者の介護、障害者の介助、出産時のヘルパー派遣など様々な社会福祉事業において「バウチャー制度」が導入されてきた。バウチャーとは当該社会福祉サービスでのみ使用できる金券であり、サービス受給者の選択権を保障し、サービス提供事業者の競争を促すことによってサービスの質を高めることができるとされる。今後さらなる拡大が見込まれることから、2009年1月、保健福祉部は「社会サービスバウチャー管理法案」を立法予告した。これまでバウチャー制度については社会福祉事業法において簡単に触れるに留まっていたが、この法律の制定を通じてバウチャー発給についての年次計画を策定する等管理を強化し、不正使用について厳しい処罰を規定するものである。バウチャーの規模は現在年約2,000億ウォン（約139億円）であるが、今後は保育分野等にも拡大され、約1兆ウォン（約693億円）規模になる見込みである。

（海外立法情報課・白井 京）

## 【中国】刑法の第7次改正－個人情報漏洩禁止、収賄罪対象の拡大等

2009年2月28日、第11期全国人民代表大会常務委員会第7回会議において1997年施行の刑法に対する第7次改正案が採択され、同日公布・施行となった。中国国内で特に関心を呼んだのは以下の点である。会費を納入又は商品やサービスを購入したものを会員とし、会員を序列化したうえで新規会員の勧誘数によって報酬、利益を分配するいわゆるマルチ商法に対する罰則が新たに置かれた（第224条の1）。これまで個人情報の漏洩に関しては、他人の郵便物を開封した個人や郵便局員に対する罰則が規定されていたが、今回、国家機関、金融、電信、交通、教育、医療機関等の職員が、その職務遂行又はサービス提供過程において取得した個人情報を販売又は他人に提供した場合の罰則が追加された（第253条の1）。また、現職者は勿論、退職した国家公務員自身又はその親族及び親密な関係にある者が職務上の便宜を利用して、請託者のために不当な利益を図り金銭、物品等を授受した場合の罰則が規定された（第388条の1）。（海外立法情報調査室・富窪 高志）

## 【中国】上海市の戸籍制度改革－人材確保を目的

2009年2月22日、『上海市居住証』保持者の上海市常住戸籍申請に関する試行弁法（弁法は行政法規のひとつ）が3年間の時限措置として公布、即日施行された。申請者は、①「上海市居住証」保持期間が累計で満7年以上、②上海市の社会保険に7年以上加入、③その間所得税を納入、④中級以上の専門的技術者として雇用されている又は国家2級以上の職業資格に当たる技師資格を有するとともに、専門と従事する職種が一致、⑤計画出産の規定を遵守している等の5条件をすべて満たしていなければならない。なお、例えば、国家1級職業資格である高級技師については居住期間の、個人投資者で連続3年間の納税総額及び各年の納税額が市の規定を上回るものについては職業資格の規定が適用されない等の優遇措置が設けられている。許可数については年ごとに総量規制が行われる。「上海市居住証」は2002年6月から発行されているが、先の5条件を満たすものはそれほど多くなく2009年の申請有資格者は約3,000人と言われる。（海外立法情報調査室・富窪 高志）

## 【中国】保険法改正－加入者の権利利益保護を強化

2009年2月28日、第11期全国人民代表大会常務委員会第7回会議において、保険法（1995年施行、2002年改正）が改正され、2009年10月1日から施行される。契約に関する改正として、契約時に加入者が告知義務を怠った場合に保険会社が契約解除権を濫用することを制限するために、国際的な慣例を参考にして“抗告不可条項”を設け、保険会社が解除事由を知った日から30日以内に行使しないと契約解除権は消滅すること、また、契約の成立後2年を超過した場合には契約を解除できないこととされた（第16条）。保険事故が発生した場合には、加入者等は遅滞なく保険会社に通知しなければならないが、四川大地震の教訓を取り込み、保険会社がメディア等その他の手段で事故の事実を知り得るケースについては通知義務が除外される（第21条）。保険会社の資金運用については、これまでの預金、政府債権、金融債権に加え、株券、証券投資ファンド及び不動産への投資も可能となった（第106条）。（海外立法情報調査室・富窪 高志）



## 【シンガポール】民法改正による行為能力年齢の引き下げ

2009年1月19日、シンガポール議会で、「民法改正法案」が可決された。同改正法の主な目的は、行為能力年齢を、選挙権を有する成年年齢である21歳から18歳に引き下げること、若手起業家に対する法的制限を緩和することにある。他の法律や、年齢以外の資格規定で制限される場合を除き、18歳以上の未成年者には、次に掲げる契約以外について、成年者と同等の行為能力を認めた。①土地の売買・抵当・譲渡・決済、②3年を超える土地の賃貸、③売却済・移譲済・被担保の信託物件。これにより、18歳以上の未成年者は、企業取締役や有限責任事業組合経営者としての法的手続及び訴訟において、成年者と同等に、法定代理人によらず、自身の名によって取引を行い、訴訟を起こすことができる。また、「手形法」、「企業法」、「譲渡証書及び財産権法」、「雇用法」、「出訴期限法」、「有限責任事業組合法」及び「不動産決済法」における関連規定が改正された。

(海外立法情報課・遠藤 聡)

## 【フィリピン】群島基線法の成立－領海と「島の制度」

2009年3月10日、フィリピンで、「群島基線法」が大統領の署名を得て成立した。同法は、「フィリピン領海基線確定法」(1961年制定、1968年改正)で確定した領海基線の見直し、及び「国連海洋法条約」(UNCLOS)第121条の「島の制度」(Regime of Islands)の適用を明記することを目的として制定された。約7,100の島々からなる群島国家フィリピンは、前述の1961年の法制定により、65の基線からなる領海を確定した。その後、1982年に「国連海洋法条約」が採択され、領海、公海、大陸棚、排他的経済水域等の定義が明確化された(1994年発効、フィリピンの批准は1984年)。今回の法制定では、101の群島基線を確定したほか、中国、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、台湾が領有権を主張しているスプラトリー諸島(フィリピン名:カラヤーン諸島)や、中国が領有権を主張しているスカーバラ礁をフィリピンの主権及び管轄権下にある「島の制度」として確定した。

(海外立法情報課・遠藤 聡)

## 【マレーシア】大陸棚法の改正へ－大陸棚の定義

2009年3月17日、「2009年大陸棚法改正法案」がマレーシア下院に提出された。同改正法案は、「1966年大陸棚法」(1972年改正)を改正するもので、特に「国連海洋法条約」(マレーシアの批准は1996年)第6部「大陸棚の定義」に従い、マレーシアの大陸棚の権利を明記している。主な改正点は以下のとおりである。①「大陸棚」の定義については、「2006年海域基線法」による測定を基として、「国連海洋法条約」の規定(第76条)を再表記するかたちで明記した。②向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国との間の問題に関しては、当該国の同意に従うとした。③他国がマレーシアの大陸棚の探査、及び天然資源の開発を行う場合、マレーシアの明示の同意を必要とするとした。④採掘免許の取消し規定を追記した。⑤同法の違反に対する罰則を強化した。⑥「国連海洋法条約」第82条に従い、200海里を超える大陸棚の開発に関する支払及び拠出について追記した。

(海外立法情報課・遠藤 聡)